



せ い か つ ほ ご

生活保護のしおり



かわちながのしふくしじむしょ
河内長野市福祉事務所

[令和元年^{ねん}5月^{がつ}1日^{にち}改定^{いてい}]

もく じ 目 次

せいかつ ほ ごと 生活保護とは	1
せいかつ ほ ごと 生活保護のしくみ	2
ほ ごと ひ けいさん しかた 保護費の計算の仕方	2
ふじょ しゅるい 扶助の種類	3
せいかつ ほ ごと じゆきゆう なが 生活保護を受給するまでの流れ	4
わ 分からないことや困ったことがあったら	6
せいかつ ほ ごと う ひと けんり 生活保護を受ける人の権利	6
せいかつ ほ ごと う ひと ぎ む 生活保護を受ける人の義務	7
ほ ごと ひ う と かた 保護費の受け取り方	10
かいご さー び す う 介護サービスを受けるとき	11
いりょうきかん じゆしん 医療機関で受診するとき	11
けー す わー かー (ちくたんとういん) ケースワーカー(地区担当員)とは	13
ふせいじゆきゆう 不正受給にならないために	14
げんめんせいど 減免制度	15
その他	16

せいかつ ほ ご 生活保護とは

この制度は、日本国憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という理念に基づき、生活保護法という法律で制度化されています。

すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができます。

生活保護とは、生活に困っている人に最低限度の生活を保障し、一日でも早く自分の力で生活ができるよう援助することを目的とした制度です。

生活保護を受けるためには、利用できる資産・能力（稼働能力など）・収入・他の制度・その他あらゆるもの（扶養を受けるなど）を、その最低限度の生活の維持のために活用して頂かなければなりません。

それでもなお、困窮する場合に、困っている状況や程度に応じて、その不足する部分について援助を行います。

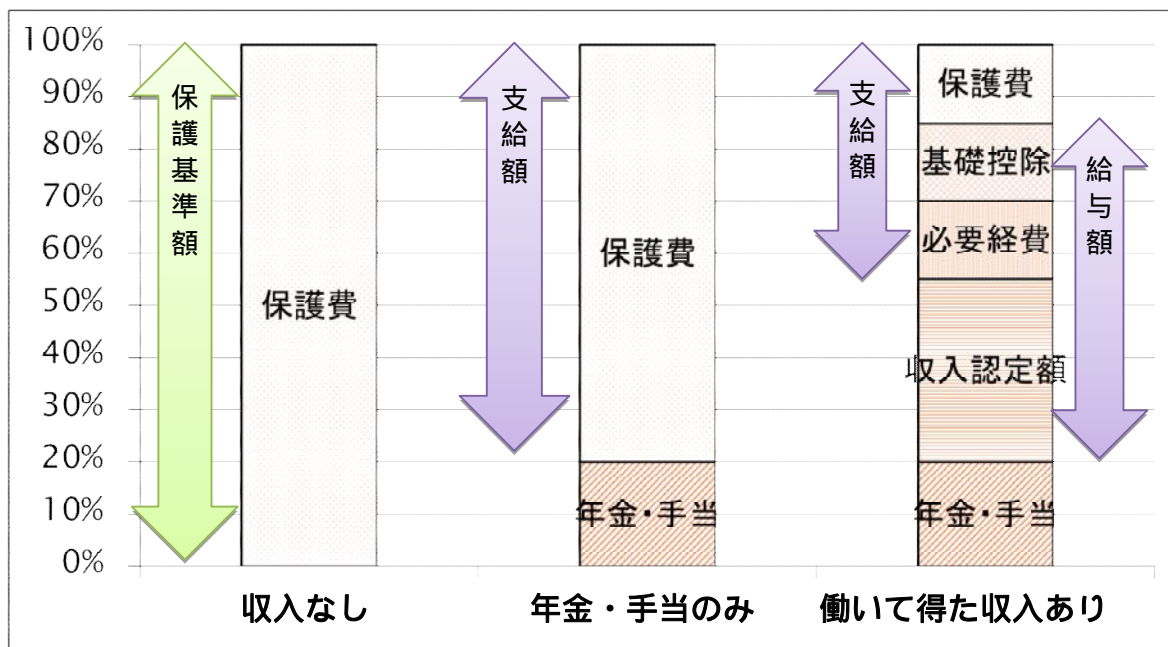
よく読んで、疑問点やわからない点は、福祉事務所まで問い合わせてください。

生活保護のしくみ

生活保護は、実際に生活をしている世帯を一つの単位として保護が必要かどうかを判定します。

また、厚生労働大臣が定めた最低生活費(その世帯に必要な1ヶ月あたりの最低限度の生活費)と、その世帯の1ヶ月間の全ての収入(年金・手当等も含む)を比べて、世帯の収入が足りない場合に、その足りない分が生活保護費として支給されます。

保護費の計算の仕方



働いて得た収入がある場合は、給与総額から必要経費(社会保険料や通勤交通費など)と基礎控除を除いた額を収入として差し引いて支給します。

ふじょ しゅるい 扶助の種類

せいかつほご 生活保護には、かき しゅるい ふじょ 下記の8種類の扶助があり、くに さだ きじゅん 国が定める基準によってしきゅう 支給されます。

これらの扶助の必要性が生じた場合には、かなら じぜん たんとう 必ず事前に担当者 - すわ - か - ケースワーカーまでそうだんおよ ほうこく 相談及び報告をしてください。事後の報告でしきゅう 支給できない場合がありますので、ちゅうい ご注意ください。

おむつなどのいちじてき ひよう 一時的な費用についてもしきゅう 支給される場合がありますので、ひつようせい しょう 必要性が生じた場合には事前にごそうだん 相談ください。

せいかつふじょ 生活扶助	にちじょうせいかつ ひつよう しょくひ いりょうひ こうねつひ ひよう 日常生活に必要な食費や衣料費、光熱費などの費用
じゅうたくふじょ 住宅扶助	やちん ちだい じゅうたく ほしゅう ひよう 家賃や地代、住宅の補修などの費用
きょういくふじょ 教育扶助	きょうざいひ がっこうきゅうしょくひ ぎ むきょういく う 教材費や学校給食費など義務教育を受けるために ひつよう ひよう 必要な費用
いりょうふじょ 医療扶助	びょういん やつきよく さい いりょうひ ちょうざいひ 病院や薬局にかかった際の医療費や調剤費
かいごふじょ 介護扶助	かいごほけんせいど りよう さい いちわり じ こふたんがく 介護保険制度を利用した際の1割の自己負担額
せいぎょうふじょ 生業扶助	しゅうろう ひつよう ぎのうしゅうとく こうとうがっこう しゅうがく 就労に必要な技能修得や高等学校での就学など ひつよう ひよう に必要な費用
しゅつざんふじょ 出産扶助	しゅつざん ひつよう ひよう じょさんせいど りよう げんそく 出産のために必要な費用（助産制度の利用が原則）
そうさいふじょ 葬祭扶助	そうぎ おこな ひつよう ひよう 葬儀を行うために必要な費用 せいかつほご じゅきゅうちゅう ひと もしゅ ばあい （生活保護を受給中の人が喪主をする場合のみ）

生活保護を受給するまでの流れ

1. 相談

生活保護を受けようと思ったら、まずは、お住まいの地域の福祉事務所の生活保護担当窓口にご相談ください。お困りの事情をお聞きし、生活保護の制度の説明や他の利用できる制度などのご案内をします。

2. 申請

申請ができる人は、本人が同居の家族、親族などです。申請時には下記のような内容を確認するとともに、申告していただきますので、できるだけ持参するようにしてください。

必要な申告を行わなかったり、偽りの申告をされた場合には、生活保護が受けられなくなることがあるほか、支給した保護費（医療費等を含む）を返還していただく場合や、刑事罰を受ける場合もありますので、正しく申告してください。

収入の状況

（給与明細書、厚生年金・国民年金・年金基金・企業年金などの年金通知書、仕送り・養育費・児童手当・児童扶養手当・傷病手当・雇用保険給付金・労働災害給付金などの収入の状況がわかるもの。）

しさん じょうきょう 資産の状況

(とち たてもん ふどうさんとうきぼ せいめいほけん ほけんしょう よちよきん
土地・建物の不動産登記簿、生命保険の保険証、預貯金
つうちょう ゆうかしょうけん じどうしゃ げんどうきつきじてんしゃ ほゆう
通帳、有価証券・自動車・原動機付自転車などの保有
じょうきょう
状況がわかるもの。)

ふようぎむしゃ じょうきょう 扶養義務者の状況

(せたいいん おや こ きょうだいしまい みんぼう さだ
世帯員それぞれの親・子・兄弟姉妹などの民法に定める
ふようぎむしゃ よういくぎむしゃ じゅうしょ しめい
扶養義務者や養育義務者の住所や氏名がわかるもの。)

た その他

(いんかん こじんばんごう かーど けんこうほけんしょう じゅうたく ちんたいけいやくしょ
印鑑、個人番号カード、健康保険証、住宅の賃貸契約書、
しょう しゃてちょう じりつしえんいりょうしょう しんさつけん げんざい
障がい者手帳、自立支援医療証、診察券などの現在の
つういんさき
通院先がわかるものなど。)

3 . ちょうさ しんさ 調査・審査

しんせい う つ あと ひつよう しょうい ていしゅつ ねが
申請を受け付けた後、必要な書類などの提出をお願いしま
すので、申請時に未提出のものがある場合には、すみやかに
ていしゅつ よちよきん せいめいほけん しさん ちょうさ ふよう
提出してください。また、預貯金、生命保険、資産の調査や扶養
ぎむしゃ かた ちょうさ びょうじょうちょうさ かていほうもん おこな
義務者の方への調査、病状調査、家庭訪問などを行います。

4 . けっかつうち 結果通知

しんせいうけつけび にちいない ほご けつてい きゃつか ふく おこな
申請受付日から、14日以内に保護の決定(却下を含む)を行
い通知します。ただし、ちょうさ にち こ ばあい
調査などで14日を超える場合もあり
ますが、この場合でも30日以内に通知します。

5 . 受給開始

生活保護を受けることが決定しましたら、福祉事務所が最低生活費とその世帯の全ての収入を比較し不足する部分について、月単位で生活保護費として支給します。

6 . 開始後の支援

生活保護を受給している期間中は、ケースワーカーという担当者が、一日でも早く自立した生活ができるように支援し、就労に向けた助言・指導や家庭訪問などを行います。

わからないことや困ったことがあったら

お住まいの地域によって、ケースワーカーという担当者がいますので、なんでも相談するようにしましょう。質問に答えたり、困りごとの解消に向けてお手伝いをします。

生活保護を受ける人の権利

保護を受けるようになった場合には、次のような権利が生じます。

1 . 不利益変更の禁止

正当な理由なく、既に決定された保護の内容を不利益に変更されることはありません。

2. 公課禁止

保護費については、税金を課されることはありません。

3. 差押禁止

保護費や生活保護を受ける権利は差し押さえられることはありません。

4. 不服申立

保護の決定や変更、停止、廃止などの処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から3か月以内におおさか府知事に対して審査請求をすることができます。(但し、日本国籍を有する人に限ります。)

ただし、処分があったことを知った日の翌日から3か月以内であっても、処分があった日の翌日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

生活保護を受ける人の義務

保護を受けるようになった場合には、次のような義務が生じます。

義務を怠った場合、保護の停廃止をすることがあります。

1. 譲渡禁止

生活保護を受ける権利は譲り渡せません。

2. 生活上の義務

能力に応じて勤労に励み、健康の増進に努めるとともに、支出の節約を図り、生活の維持・向上に努めなければなりません。

- 働く能力のある人は、仕事を探して就職したり、収入を増やしたりするようにしてください。
- 病気の方は、医師の指示に従い病気を治すように努めてください。
- 借金や家賃の滞納などはしないでください。
- かけごとや過度の飲酒などは避け、生活の維持・向上に努めてください。

3. 届出の義務

生活保護を受給中に、全ての世帯員（学生なども含む）の収入や資産、世帯構成など状況に変化があった場合は、必ず福祉事務所に届け出てください。

世帯の状況に変化があったとき

（就職、退職、卒業、進学、退学、出生、死亡、転出、

結婚、離婚、入院、退院、転居など）

住所や住宅を変える時は、必ず事前に相談してください。

しゅうにゆう
収入があったとき

きゅうよ しょうよ ねんきん てあて しおく ほけんきん ばいしょうきん
(給与、賞与、年金、手当、仕送り、保険金や賠償金な

どの一時的な収入など、金額や内容にかかわらず、

あらゆる収入について届け出を行ってください)

がくせい ある ばいと しんこく ひつよう
学生のアルバイトであっても申告が必要です。

こうとうがっこうとう しゅうがく え ある ばいと しゅうにゆう
高等学校等で就学しながら得たアルバイト収入を

しゅうろう そうき ほごだっきやく しゅうがく しかくしゅとくしきん
就労や早期の保護脱却のための修学・資格取得資金

として貯蓄するような場合には報告してください。

た
その他

やちん がく か
・家賃の額が変わったとき。

いりょうきかん じゅしん
・医療機関で受診するとき。

けんこうほけん かにゆう だつたい
・健康保険に加入・脱退したとき。

かいごさーびす う
・介護サービスを受けるとき。

こうつうじこ
・交通事故にあったときなど。

4 . 指導、指示に従う義務

せいかつ いじ こうじょう せいかつ ほご もくてき たつせい ふくし
生活の維持・向上、生活保護の目的を達成するために福祉

じむしょ ひつよう しどう しじ ばあい
事務所が必要な指導や指示をする場合がありますが、これに

は従わなくてはなりません。

5 . 費用返還の義務

しさん せいかつ ほご う ばあい ふせい う
資産がありながら生活保護を受けた場合や不正に受けた

ばあい には、 しきゅう した ほごひ へんかん
場合には、支給した保護費を返還しなくてはなりません。

6 . その他の義務

ひつよう ほうもん ちょうさ きよひ
・ 必要な訪問・調査の拒否はできません。

げんそく じどうしゃ ほゆうおよ しょう
・ 原則として、自動車の保有及び使用はできません。

ほごひ う と かた 保護費の受け取り方

1 . 窓口払いの場合

まいつきさだ ひ きゅうじつ と き ぜんじつ ごぜん じ
毎月定められた日（休日の時はその前日）の午前9時から
ごご じ ぶん あいだ ふくしじむしょ まどぐち せいかつ ほ ごしきゅうつうち
午後5時30分の間に福祉事務所の窓口へ生活保護支給通知
いんかん も ほんにん せたいぬし どうきよ かぞく かた う
と印鑑を持って、ご本人（世帯主か、同居の家族の方）が受け
と 取りに来てください。また、ほごひ こうざばら しきゅう
基本としていきますので口座振替にご協力ください。

べつ せいかつ かぞく ほんにん いにんじょう も かた らいしよ
別に生活している家族やご本人の委任状を持った方が来所
されても、ほんにんいがい しきゅう
ご本人以外に支給することができません。来所でき
ない事情がある場合は、たんとうけーすわーかー じぜん そうだん
担当ケースワーカーと事前に相談して
ください。

2. 銀行口座払いの場合

毎月定められた日(休日の時はその前日)に指定された銀行口座に振り込まれます。

銀行口座払いを指定されても、一時的に窓口払いにさせていただきます。場合もあります。

介護サービスを受けるとき

介護サービスが必要になったときは、必ず担当者(ケースワーカー)に事前に相談してください。

事後の報告ですと、介護費が給付できない場合や一部自己負担が生じる場合がありますのでご注意ください。

医療機関で受診するとき

1. 受診する前に

生活保護を受給中は、福祉事務所が発行する医療券で受診していただくこととなりますので、病気やけがのため医療機関に受診するときは、必ず受診前に担当者(ケースワーカー)に通院の連絡をしてください。

なお、医療機関で医療券の提出を求められた場合は、福祉

じむしょ　　う　　と　　き
事務所まで受け取りに来てください。

2．急病などのため休日・夜間に受診をするとき

いりょうきかん　うけつけ　せいかつほご　　う　　もう　　で
医療機関の受付で生活保護を受けていることを申し出てか
ら受診してください。受診後は、速やかに担当ケースワーカー
まで報告してください。

3．薬局で処方を受けたとき

やっきょく　　しょほう　　う　　やっきょくめい　　ほうこく
薬局で処方を受けたときも、薬局名を報告してください。

4．健康保険証について

せいかつほご　　じゅきゅうちゅう　　こくみんけんこうほけん　　つか
生活保護を受給中は国民健康保険が使えなくなりますが、
しょくば　　けんこうほけん　　かにゅうちゅう　　けんこうほけんしょう　　ふくしじむしょ
職場の健康保険に加入中は、その健康保険証と福祉事務所が
はっこう　　いりょうけん　　りょうほう　　つか　　けんこうほけん
発行する医療券の両方を使うこととなります。（健康保険に
かにゅう　　かのうせい　　ひと　　ほうこく
加入できる可能性がある人は報告してください。）

5．受診できる医療機関

しんさつ　　う　　いりょうきかん　　せいかつほごほう　　してい　　う
診察が受けられる医療機関は、生活保護法の指定を受けて
いる医療機関のみとなります。指定されていない医療機関で
じゅしん　　ばあい　　ぜんがく　　じこふたん
受診した場合は全額が自己負担となります。

してい　　う　　む　　ふくしじむしょ　　かくにん
指定の有無については、福祉事務所で確認してください。

6．その他

も　　よ　　していいりょうきかん　　つういん
最寄りの指定医療機関に通院してください。

おな　　びょうき　　ふくすう　　いりょうきかん　　じゅしん　　おな　　くすり
同じ病気で複数の医療機関に受診することや同じ薬を
ちようふく　　しょほう　　う
重複して処方を受けることはできません。

(自費になることがあります。)

処方される薬は原則として「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」となります。

医師が必要と認めた回数以上の通院はできません。

医師などに相談しないで、治療を中断したり、転院したりしないでください。

柔道整復やはり・きゅう・あん摩・マッサージは、必要な手続きを行わないと受けられません。

治療用材料や通院交通費などの給付が必要な場合は、必ず事前にご相談ください。(給付には条件があります。)

ケースワーカー(地区担当員)とは

ケースワーカーは適正に保護を行うため定期的に家庭訪問をします。保護を受給中の世帯が生活の維持向上を図り、一日でも早く自分の力で生活ができるよう就労や他の法律及び施策の活用に向けた必要な助言や指導・援助を行います。

また、ケースワーカーは、みなさまのよき相談相手でもありますので、困っていることや収入を得た場合の手続きの仕方、通院の仕方など、分からないことがあればなんでも相談するようにしましょう。

ふ せい じゆきゆう

不正受給にならないために

生活保護を受けようとする場合や受けている場合には、資産の保有状況のほか、世帯に収入があった時や世帯の状況に変化があった時などには、すみやかに正しく届け出をしてくださいます。これらを怠ったり、虚偽の届け出を行って生活保護を受けた場合には不正受給になります。

このような場合には、支給した保護費を返還（最大40%が加算される場合あり）していただくこととなるほか、刑事罰が科せられることもありますので、正しく申告をしてください。

生活保護法第78条

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者がある時は、保護を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

生活保護法第85条

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

げんめんせいど 減免制度

ほごう きかんちゅう しんせい とどけで つぎ
保護を受けている期間中、申請や届出をすることにより、次の
げんがく めんじょ ばあい
ものは減額や免除される場合があります。

じゅうみんぜい こていしさんぜい じゅうきょよう いってい じょうけん
住民税・固定資産税（住居用で一定の条件あり）など

こくみんねんきんほけんりょう ほうていめんじょ
国民年金保険料（法定免除）

えぬえいちけーじゅしんりょう
NHK受信料

ほいくしょ えん ほいくりょう
保育所（園）の保育料

にょう と てすうりょう
し尿くみ取り手数料

かわちながのし こうふ じゅうみんひょう こせきとうほん いんかんしょうめい
河内長野市が交付する住民票・戸籍謄本・印鑑証明などの

こうふてすうりょう かわちながのし せいかつ ほご じゅきゅうちゅう かた
交付手数料（河内長野市で生活保護を受給中の方のみ）

そのほかにも、げんがく めんじょ ばあい くわ
減額・免除される場合があります。詳しくは、
かくたんとうまどぐち かくにん
各担当窓口で確認してください。

げんがく めんじょ しんせい ばあい じぜん たんとう
また、減額・免除の申請などをされる場合には、事前に担当
けーすわーかー そうだん
ケースワーカーに相談してください。

その他

就労自立給付金

安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなった世帯に対して、生活保護廃止後に就労自立給付金を支給する制度があります。

おおむね 6 か月以上雇用されることがみこまれ、かつ生活維持に必要な収入を得ることができると認められる場合、生活保護前後に申請できます。生活保護廃止後の自立した生活を維持できるよう支援するための制度です。

給付金の給付額は世帯の状況により変わります。給付金を受けられる可能性があるときは担当ケースワーカーに相談してください。

進学準備給付金

子どもが大学などに進学すると、別の世帯として扱うことになり保護世帯から切り離されます。そのため、国民健康保険料や学費、生活費を自分で賄わなくてはならなくなります。

そこで、進学の際の新生活のたちあげ費用として、以下の一時金が給付されます。

- ・進学を理由に転居して通学する場合は30万円
- ・それ以外の場合は10万円

給付金を受けられる可能性があるときは担当ケースワーカーに相談してください。

あなたの^{たんとうしゃ}担当者は

けーすわーかーめい ^{ちくたんとういんめい}
ケースワーカー名 (地区担当員名)

めんせつたんとういんめい
面接担当員名

れんらくさき
連絡先

かわちながのしふくしじむしょ ^{かわちながのしやくしょ}
河内長野市福祉事務所 (河内長野市役所)

せいかつふくしか ^{せいかつしえんがかり}
生活福祉課 生活支援係

〒586-8501

かわちながのしはらちょういっちょうめ ^{ばんごう}
河内長野市原町一丁目1番1号

でんわ
電話 0721-53-1111

^{ないせん}
内線 ()